

茅ヶ崎市内で宅地造成等工事許可申請を行うみなさまへ

宅地造成等工事を行うに際しては、次の事項についてご注意・ご配慮いただきますようお願いいたします

【造成計画に対する注意・配慮事項】

- 計画敷地内の土砂及び雨水が市道に流出しないよう、道路境界部については平場を50cm程度設けてください。また、敷地内表面排水勾配の調整や排水構造物の設置等による対策を講じてください。（道路管理課）
- 雨水については敷地内で浸透処理してください。ただし、雨水が地下に浸透することによりがけ崩れを誘発する場合は別途協議してください。（下水道河川管理課）
- 水路に隣接する敷地で造成を行う場合は、計画敷地内の土砂及び雨水が流出しないよう、必要な措置を講じてください。（下水道河川管理課）
- 本事業完了後においても、周辺道路の車両交通について安全対策に留意してください。（安全対策課）
- 周辺の自然環境及び生育・生息している生きものに十分配慮し、影響を最小限としてください。また、新たに樹木等を植栽する場合には、本市が公表している「茅ヶ崎市における推奨樹種」をはじめとする在来種を中心とした茅ヶ崎らしいみどりの創出に努めてください。（景観みどり課）
- 周辺の農地に影響がないようにしてください。（農業水産課）
- 農業用排水路に土砂や油などの流入がないようにしてください。（農業水産課）
- 水路構造物や水路の流水に影響がないようにしてください。（農業水産課）
- 造成地の雨水排水を農業用排水路に接続する場合は、農業水産課との協議及び生産組合への説明が必要となります。（農業水産課）

【手続きにおける注意・配慮事項】

- 建築確認申請と盛土規制法の許可が必要な場合は、先に盛土規制法の許可を受けてください。建築確認申請には、盛土規制法に基づく許可書の写しと「(建築確認申請用) 盛土規制法判定チェックリスト（神奈川県建築行政連絡協議会）」の添付が必要となります。（建築指導課）
＜チェックリスト掲載ホームページ＞ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz4/cnt/f5720/>
- 盛土規制法の許可を受けた擁壁は、建築基準法に基づく工作物の確認申請は不要です。（建築指導課）
- 造成の土木工事費が500万円以上となる場合は、工事着手の7日前までに建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出が必要となります。（建築指導課）
- コミュニティバスの運行経路で工事を予定している場合は、あらかじめ都市政策課へご相談ください。特に、バス停移設や運行経路迂回など、運行に大きな影響が予想される場合は、工事着手30日前までに都市政策課へご相談ください。（都市政策課）
- 盛土等により市境界標を移動もしくは紛失する場合等は、速やかに当課と協議を行い、復元してください。（建設総務課）
- 縁石の切下げ等が必要な場合は、道路管理課と協議し、道路工事施行承認申請書を提出してください。（道路管理課）
- 盛土の規模によっては、工事車両運行協議書の提出を求める場合があります。（道路管理課）
- 雨水について浸透処理後にオーバーフロー分を水路に放流する場合は、雨水流入申請書を提出してください。（下水道河川管理課）
- 道路の計画路線に抵触する場合もしくは隣接する場合には、道路建設課と協議してください。（道路建設課）
- 埋蔵文化財包蔵地外については、不時発見の可能性を低くするために事前に試掘・確認調査を実施することができます。（社会教育課）
- 埋蔵文化財包蔵地内において造成を行う場合は、工事着手の60日前までに文化財保護法に基づく届け出が必要となります。（社会教育課）
- 工事期間等が決まりましたら、周辺住民、近隣学校、周辺の保育園、児童クラブ及び病院等に事業内容を周知してください。（学務課、青少年課、環境保全課、保育課）
- 農地に盛土をする際には、農業委員会事務局にて事前相談をお願いします。（農業委員会事務局）
- 3,000平方メートル以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場等の敷地又は廃止された工場等の敷地（土壤汚染対策法に基づく報告が行われた土地又は土壤汚染対策法に基づくただし書の確認を受けた土地を除く）

の場合は900平方メートル以上)の面積の土地の形質変更をしようとする者は、工事着手の30日前までに土壤汚染対策法に基づく届出が必要となります。(環境保全課)

○騒音規制法、振動規制法の特定建設作業に該当する作業を行う場合は、届出が必要となりますので、手続きに遺漏のないよう留意してください。(環境保全課)

【工事中における注意・配慮事項】

○土砂運搬等により市道を損傷又は汚損した場合には、事業者の責任において復旧・清掃してください。(道路管理課)

○降雨時における土砂及び雨水の流出防止対策を講じてください。(下水道河川管理課)

○水路に隣接する敷地で造成を行う場合は、水路を埋めないでください。(下水道河川管理課)

○工事中に埋蔵文化財が発見された場合には「文化財保護法」第96条に基づく遺跡発見の届出をしてください。(社会教育課)

○場外から搬入する土石は、外来種の種子が混入しているものは使用せず、健全な土壌を使用してください。(景観みどり課)

○工事中は近隣農地に迷惑のないようにしてください。(農業水産課)

○造成工事で濁水が発生する場合は、河川を汚濁させないように適切に処理し排水してください。(環境保全課)

○造成工事で搬入された土砂等から地下水汚染を引き起こすことがないように確実な施工管理を行ってください。(環境保全課)

【工事車両に対する注意・配慮事項】

○工事車両の入出庫については十分に注意し、周辺の交通安全対策を講じてください。(安全対策課)

○当該地付近の道路は通学路に指定されている場合がありますので、児童生徒の登下校時の安全対策を講じてください。なお、工事場所が属する学区については、学務課に問合せください。(学務課)

○当該地付近に保育園又は児童クラブがある場合には、児童、保護者及び施設職員が通過する可能性がありますので、安全対策を講じてください。(保育課、青少年課)

○工事車両の待機時等のアイドリングストップを徹底するとともに、併せてエコドライブも徹底してください。(環境政策課)

○土砂運搬車両の走行による騒音、振動、粉塵等の公害を発生させないように十分配慮してください。(環境保全課)